

平成 1 2 年度以後における公務傷病年金の額の改定の基礎となる障害の程度の区分について

平成12年 5月31日 蔵計第1427号
大蔵大臣から国家公務員共済組合
連合会理事長・日本たばこ産業共
済組合代表者・日本鉄道共済組合
代表者・エヌ・ティ・ティ厚生年
金基金理事長あて通知

改正 平成13年 5月25日財計第1514号
同 14年 5月24日同 第1581号
同 15年 4月30日同 第1457号

標記のことについて、平成 1 2 年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成 1 2 年政令第 2 4 1 号）別表第 3 備考 2 の規定に基づき、次のとおり定めただけで通知する。

記

平成 1 2 年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（以下「令」という。）第 1 条に規定する公務傷病年金の基礎となった障害が令別表第 3 に定める 4 級、5 級又は 6 級に該当する程度の障害で次に掲げるものは、それぞれその 1 級上位の等級に該当するものとみなす。

- 1 令別表第 3 に定める 4 級、5 級又は 6 級に該当する障害のうち公務傷病年金の額の改定の基礎となる障害の程度の区分について（昭和 6 1 年 7 月 1 5 日付蔵計第 1 9 3 8 号）の別表に掲げるもの
- 2 令別表第 3 に定める 4 級、5 級又は 6 級に該当する障害のうち身体障害が 2 以上あるもので、重い身体障害が第 4 項症（恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）別表第 1 号表ノ 2 に定める当該項症をいう。以下同じ。）、第 5 項症若しくは第 6 項症に相当し、他の身体障害が第 3 款症（恩給法別表第 1 号表ノ 3 に定める当該款症をいう。以下同じ。）以上に相当するもの又は重い身体障害が第 5 項症、第 6 項症若しくは第 1 款症に相当し、他の身体障害が第 2 款症以上に相当するもの